

「動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年5月12日
農 林 水 産 省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「法」とする。）法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項、第44条の第2項及び第49条第1項の規定に基づき、メロキシカムを有効成分とする製剤を指定医薬品に指定し、一錠中モキシデクチン0.024パーセント以下を含有する内用剤を劇薬から除外し、モリデュスタット、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤を要指示医薬品に指定することについて令和8年3月9日から令和8年4月7日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、御意見は寄せられませんでした。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）

消費・安全局畜水産安全管理課

電話：03-3502-8111（内線 4538）